函館市教育振興審議会運営要綱改正

新旧対照表

改正前

第1条~第3条(略)

第4条 第1項~第8項(略)

9 委員長は必要に応じ、調査審議に関係する 函館市立学校の学校運営協議会に関する規 則(平成28年函館市教育委員会規則第6 号)の規定により設置する学校運営協議会の 委員または函館市立学校管理規則(昭和33 年函館市教育委員会規則第1号)に定める学 校評議員および保護者ならびに地域住民を 代表する者等から意見を求める意見聴取会 を開催することができる。

10(略)

第5条,第6条(略)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

改正後

第1条~第3条(略)

第4条 第1項~第8項(略)

9 委員長は必要に応じ、調査審議に関係する 函館市立学校の学校運営協議会に関する規 則(平成28年函館市教育委員会規則第6 号)の規定により設置する学校運営協議会の 委員および保護者ならびに地域住民を代表 する者等から意見を求める意見聴取会を開 催することができる。

10(略)

第5条,第6条(略)

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。
- 2この要綱は、令和元年6月日から施行する。